

商工中金からのお知らせ

SHOKO CHUKIN BANK



2024年9月17日
商工中金

「外国為替及び外国貿易法」に基づく規制への対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

商工中金では、「外国為替及び外国貿易法」（以下、「外為法」といいます。）に基づく経済制裁措置に対応するため、外為法第17条の規定により、お客さまの外国送金取引や輸出入取引等、及びその他の取引等が、北朝鮮・イラン・ロシア・ベラルーシ関連規制等及びその他の規制等に該当しないことを確認させていただいております。外為法の規制に抵触する（あるいは抵触するおそれのある）お取引は受付しておりませんので、お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【お客さまへのお願い】

●お取引目的等の申告について

- ・外国為替取引を行うにあたってはお取引の目的を正しくご申告いただくとともに、貿易取引の場合は具体的な商品名、原産地・船積地・到着地（仕向港）、仲介貿易の該当有無等を正しくご申告ください。
- ・お取引が外為法上の経済制裁関連規制（北朝鮮・イラン・ロシア・ベラルーシ関連規制等）及びその他の規制等に該当しないことをご確認の上で、その旨をご申告ください（外為法に基づく諸規制は随時変更される可能性があるため、必ず最新の規制内容を財務省ホームページにてご確認ください）。

●お取引の相手方の確認について

- ・お客さまの知りうる限りにおいて、お取引の最終的な受益者（資金の受取人）が北朝鮮居住者等の規制対象者でないこと、また、お取引相手の主な株主や取締役の中に北朝鮮居住者等の規制対象者がいないことをご確認のうえ、外為法上の経済制裁関連規制に該当しない旨をご申告ください。

●確認資料のご提示について

- ・お取引の内容によっては確認書類をご提示いただく場合や、その内容を確認させていただいた結果によっては、当金庫の判断によりお取引をお断りする場合があります。

以下、主要規制の抜粋です。

主要規制対象取引表(抜粋)～2024年5月現在～

1. 資産凍結等経済制裁対象者」との取引規制
【外為法で指定された「資産凍結等経済制裁対象者」との取引】 ・制裁対象者と別名義で行われる取引を含め制裁対象者のために直接または間接的に行われる取引 ・制裁対象者に実質的に支配される法人その他の団体との取引（ロシア・ベラルーシの特定の制裁対象者が株式総数/出資総額の50%以上を直接所有する団体との支払を含む）
2. 北朝鮮関連規制
【制裁対象者との取引規制】 ・北朝鮮に住所や居所を有する個人若しくは北朝鮮に主たる事務所を有する法人等又はこれらのものにより実質的に支配されている法人等への支払 【北朝鮮の「貿易に関する支払規制」に該当する取引】 ・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易取引 ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易取引 【北朝鮮の「資金使途規制」に該当する取引】 ・北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的の取引
3. イラン関連規制
【イランの「資金使途規制」に該当する取引】 ・イランの核活動に寄与する目的の取引
4. ロシア・ベラルーシ関連規制
【役務取引】 ・ロシア・ベラルーシの個人・法人等への特定技術の提供に関する取引 ・ロシア・ベラルーシの特定団体（外務省告示で指定する軍事団体）に対して行う技術の提供に関する取引 ・ロシア法人等への信託業に係る労務又は便益の提供に関する取引や法人等への会計・監査、経営コンサルティング、建築、エンジニアリングに係る労務又は便益の提供に関する取引 ・ロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体（外務省告示で指定する団体）に対して行う技術の提供に関する取引 【対外直接規制】 ・ロシアにおいて行われる事業、又はロシア法人等（当該法人が実質的に支配する法人等を含む）が外国において行う事業への対外直接投資に関する取引 ・本邦居住者が他の本邦居住者又は非居住者と共同して設立する組合等の、ロシアでの事業活動に充てるための支払

- ・本邦居住者がロシア法人等（ロシアの個人・法人等が実質的に支配する法人等を含む）と共同して設立した組合等の、外国における事業活動に充てるための支払

【原油・石油製品の上限価格に関する規制】

- ・海上輸送されるロシア産原油又は石油製品の購入又は輸送に関連する（購入価格が上限価格を超える取引に限る）本邦居住者による非居住者との金銭貸付契約又は債務保証契約に係る取引

【証券取引規制】

- ・ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券の取得又は譲渡に関する取引
- ・ロシアの政府その他政府機関等による本邦における証券の発行又は募集（これに伴う労務又は便益の提供を含む）に関する取引
- ・ロシアの特定銀行（当該銀行が株式総数/出資総額の50%以上を直接所有する団体を含む）による、本邦における証券（償還期限の定めがある場合、30日超のものに限る）の発行又は募集（これに伴う労務又は便益の提供を含む）に関する取引

【制裁対象者との取引規制】

- ・外為法で指定されるテロリスト等の資産凍結等経済制裁対象者（以下、「制裁対象者」）との支払等（ロシア・ベラルーシの特定の制裁対象者が株式総数/出資総額の50%以上を直接所有する団体との支払を含む）

5. その他（※なお、以下に該当する場合も規制対象となります）

- ・直接又は間接的な関与を問わず、実質的に制裁対象者のために行われる支払等（制裁対象者のために、第三者名義で行われる支払等を含む）
- ・制裁対象者が実質的に支配する法人等との支払等
- ・対外直接投資規制 ・漁業、皮革又は皮革製品の製造、武器の製造、武器製造関連設備の製造、麻薬等の製造に関連する組合等の、外国における事業活動のための支払

※上記はあくまでも例示であり、詳細については下記ホームページにてご確認ください。

【財務省ホームページ】 <https://www.mof.go.jp>

【経済産業省ホームページ】 <https://www.meti.go.jp>